

資料 2

トラック運送業における働き方改革推進 のための取組について

大阪労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

時間外労働の上限規制等の周知

時間外労働の上限規制や改正された改善基準告示等について、トラック運送業に対し説明会を実施しています。また、各種助成金や長時間労働削減に向けた対応事例等の情報を発信しています。

○労働時間等説明会実施状況

	令和5年4月～ 令和6年3月	令和6年4月～ 令和6年6月
実施回数	95回	24回
事業場数	666事業場	207事業場



説明会の様子

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業）のご案内

令和6年4月1日に、自動車運送の業務にも、時間外労働の上限規制が適用されます。このコースは、生産性の向上と、労働時間の削減と勤務インテンシブ化制度の導入等に向けた課題整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題
運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組
積載量の多いトレーラーを導入
デジタル式運行記録計を導入

改善の結果
一度で多くの荷物を運ぶようになったことで、労働時間が削減された。
運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

【交付申請書】を、書留の労働時間簿・均等部
【交付申請書】を、書留の労働時間簿・均等部
【交付申請書】を、書留の労働時間簿・均等部

1年の拘束時間
原則: 3,516時間
最大: 3,400時間

1か月の拘束時間
原則: 293時間
最大: 320時間

1日の休息時間
継続8時間
継続11時間を基本とし、継続9時間

改善基準告示が改正されます!
自動車運送者の労働時間等の基準が改正されます

自動車運送の業種(ドライバー)に960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 国土交通省

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業）のご案内

令和6年4月1日に、自動車運送の業務にも、時間外労働の上限規制が適用されます。このコースは、生産性の向上と、労働時間の削減と勤務インテンシブ化制度の導入等に向けた課題整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題
運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組
積載量の多いトレーラーを導入
デジタル式運行記録計を導入

改善の結果
一度で多くの荷物を運ぶようになったことで、労働時間が削減された。
運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

【交付申請書】を、書留の労働時間簿・均等部
【交付申請書】を、書留の労働時間簿・均等部
【交付申請書】を、書留の労働時間簿・均等部

労働者に支給申請
【申請書】を、事業主が事前に提出した労働時間簿・均等部を基に、令和6年2月7日(金)の1日(日)となります。

助成内容について詳しくは、画面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を問わず、都府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等部にお電話ください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら <https://www.jpma-portal.go.jp/>

【お問い合わせ先】
厚生労働省 労働局 雇用環境・均等部
電話: 03-3588-3111
FAX: 03-3588-3112
Eメール: kyoumu@labour.go.jp

自動車運送者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック運転者 バス運転者 ハイヤータクシー運転者

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

本ポータルサイトは、自動車運送者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を掲載しています。

荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運送者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました!

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「運送業務の効率化及び労働力の確保に関する法律」に基づき、自動車運送事業者の一部を改正する法律が成立するなど、トラックドライバーの働き方・長時間労働の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運送者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して得た、長時間労働の削減に取り組むよう、最新の情報を発信しています!!

物流情報局では、このような情報を発信しています。

- 働き方・長時間労働等に向けた対応
- 労働時間の削減、長時間労働削減に関する法律・労働時間簿・均等部
- 就業時間簿・均等部
- トレーラー化 など
- 労働行われる際のポイント
- 改正労働法、改正トラック法、均等部 など
- トラック運送事業者の皆さま向けの相談先
- 働き方改善推進センター など

今後最新情報に更新していきます! ぜひご覧ください!

発着荷主等に対する要請と働きかけ等

トラック運転者の方の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っています。

○発着荷主等に対する要請実施状況

令和5年4月～令和6年3月	
実施件数	501件

○発着荷主等に対する要請以外の取組

発着荷主等に対する要請以外の監督指導においても、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」についての周知を開始。



発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

- 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう**
トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。
取り組み例
・納品時刻の指定を柔軟にする
・積込場所を分散し1か所当たりの荷留台数を減らす
・パレットを揃えるなどで荷役作業の時間を短縮する
・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる
- 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう**
発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、トラック運転者が告示を守る着時効などを設定しましょう。また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。

- 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう**
トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする場合は、事前にもよく相談し、ご協力をお願いします。

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- 労務費の適切な転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の行動指針。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行動を行うことが必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わない行為を行うと、公正取引委員会の調査を受ける可能性がある場合には、公正取引委員会から警告や下関状発出を行う旨を規定している。
- 他方で、記載された指針を全て行動を全て適切に行っている場合は、違反は既記禁止法及び下関状発出の罰則が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動①：本社（親属トップ）の取組**
①労務費の上昇について取引関係への転嫁を受け入れ、取引先が合理的な転嫁を行うよう促すこと。
②取引先が合理的な転嫁を行うよう促すこと。
③その後の取引状況を定期的に調査し、必要に応じて、取引先が変更する対応方針を示すこと。
- 行動②：取引先との定期的な協議の実施**
受注者から労務費の上昇に係る取引価格の引上げを求められていく中で、業界の慣行に1年に1回/半年に1回の定期的な労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける。特に長年価格が引き上げられてきた取引先、先方取組と継続して長年価格が引き上げられてきた取引先において、協議の場を設けること。重要企業である協議すること（長年価格を据え置くこと、スポット取引とはいえないにもかかわらず、業界の慣行に1年に1回/半年に1回の定期的な協議の場を設けること）
①価格を据え置くこと、②禁止法上の価格転嫁の転嫁先は下関状発出の対象となること。
- 行動③：必要に応じた考え方を構築すること**
受注者からの申入れの対応方針が必ず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費の上昇分の価格転嫁に係る考え方を構築すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動④：親縁窓口の取組**
労務費の上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（金銭的労働組合、労工会等）の取組を積極的に活用し、適切な価格転嫁を確保し労務費に転嫁すること。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込めば、一貫して、価格交渉の申込みが適切（例）を認めることも考えられる。
- 行動⑤：親縁と連携して価格交渉を行うこと**
労務費の上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に1年に1回/半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の慣行に1年に1回/半年に1回などの定期的な協議の場を設けること。発注者の発注のタイミングが比較的高いタイミングなどの機会を活用して行うこと。
- 行動⑥：発注者から価格転嫁を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示**
発注者から価格転嫁を提示されるのを待たず、受注者側からも価格転嫁を提示する。発注者から提示する金額の提示については、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

- 公正取引委員会ホームページ
<https://www.ftc.go.jp/dk/guideline/unyokuikun/romuhitenka.html>
- YouTubeチャンネル
<https://www.youtube.com/watch?v=vydGdQhTJM>

公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

公正取引委員会
Fair Trade Commission

「指針はこちら」をクリック

<https://www.ftc.go.jp/dk/guideline/unyokuikun/romuhitenka.html>

(説明動画)

本指針の説明は、約20分(14分42秒から22分50秒まで)です。是非、社内研修等で御活用ください。また、本指針についての御不明点も、公正取引委員会までお問い合わせください。(03-3561-3378)。